

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 404

2020年(令和2年)10月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
 堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
 電話(072)224-1111
 ■発行人 畑中幸司
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

新型コロナウイルス感染症拡大により、医療従事者や医療福祉施設従事者の方々や感染された当事者や家族に対して、コロナ差別や誹謗中傷などの人権問題が起こっております。

一方で、休業や外出の自粛要請の中でのDVや虐待等の増加など、家庭内での子どもの人権問題、SNSやインターネットを利用した人権侵害なども問題になっています。

自由同和会大阪府本部は、不当な差別や偏見が拡大しないよう啓発活動を継続して行っています。

【令和2年版 人権教育・啓発白書(法務省・文部科学省 編)より一部掲載】

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」は、令和2年3月以降同年5月に至るまで複数回にわたり「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をまとめていますが、その中でも、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません」、「医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及んでいる、「物流など社会機能の維持に必要とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる」、「感染者に関する報道を通じて、SNSやインターネット上で、個人や家族、勤務先等を追跡・特定され、嫌がらせを受ける事例が報告されている。また、感染から回復された方、その濃厚接触者だった方に対して、学校や職場が理解を示さず、速やかな復帰ができない事例が報告されている」などといった言及がされています。

政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。同年5月25日変更。以下「基本的対処方針」という。)において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として、「感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うこと、「患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないように」適切に取り組むこと、「海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する」ことなどを掲げ(基本的対処方針の三(1)①、(6)1)①及び②)、各種の取組を実施してきました。

法務省の人権擁護機関では、法務省ホームページや公式 SNS を用いて、繰り返し、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見は許されないものであり、このような行為を行わないよう呼びかけるとともに、被害に遭った方に向けて人権相談の窓口の周知を行いました。

また、全国の法務局・地方法務局に対して、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談への

適切な対応を指示するとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じました。

加えて、感染者・濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に貢献している方やこれらの方々の御家族、本邦外出身者に対する誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動の事例が報告されていることを踏まえ、法務大臣から、このような不当な差別は許されるものではないこと、そして、法務省の人権擁護機関として、不当な差別・偏見が行われることのないよう、引き続き人権擁護活動にしっかりと取り組んでいく旨を発信しました。

さらに、文部科学省では、令和2年3月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること」としています。

また、「児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること」など、海外から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出しました。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

Ⅲ 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係、報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 個人の名誉やプライバシーに関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、中学生などを対象に、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施している。

さらに、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。

加えて、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「心ない書き込み」、タレントの麻尋りか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」のほか、インターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」をYouTube 法務省チャンネルで配信している。

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(平成26年法律第126号)に基づく取締りを推進した。令和元年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により34件を検挙し、そのうち31件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座であるe- ネットキャラバン、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたインターネットトラブル事例集や、後記「違法・有害情報相談センター」による学校関係者向けのセミナーを通じて、安易な個人情報の投稿等によるプライバ

シー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ 内閣府を始め関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNSの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

なお、平成29年12月から平成30年5月においては、平成29年10月に発覚した座間市における事件の再発防止策として、例年の取組を前倒して「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進した。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)の適切な運用の支援に努めている。

平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置している。

また、電気通信事業者団体において、プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、実務上の行動指針となるガイドラインを策定しているところ、同ガイドラインのうち、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を受け、平成26年12月に、改訂の支援を行った。

さらに、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受け、同じく電気通信事業者団体により、インターネット上の違法・有害情報に対する適切な対応が行えるよう策定された「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」につき平成29年3月に改訂が行われた際には、法務省と共同で支援を行った。また、ヘイトスピーチや部落差別情報といったインターネット上の人権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、法務省とともに、通信関連事業者との意見交換会の場を開催している。さらに、令和元年9月には、総務省及び法務省の支援の下、電気通信事業者団体の主催で「ネット上の人権侵害対策セミナー」を開催し、インターネット上の人権侵害情報への対応について、通信関連事業者間での情報共有を行った。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報(私事性的画像記録によるものを含む。)について相談を受けた場合には、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載したプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めており、また、特定の地域を同和地区であるとするなどの内容の情報についても適宜の方法で削除を求めるなど、適切な対応に努めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定(第19条第3項)等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

人権侵害事件数(開始件数)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
インターネットに関する人権侵害	1,736	1,909	2,217	1,910	1,985

(法務省人権擁護局の資料による)

部落差別(同和問題)

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、部落差別(同和問題)の解消を阻む要因になっている。

平成28年12月16日には部落差別解消推進法が施行された。部落差別(同和問題)については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなる。

令和元年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 部落差別(同和問題)の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「同和問題(部落差別)を解消しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、部落差別(同和問題)をテーマにした啓発ビデオ「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』/『同和問題 未来に向けて』」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、部落差別のない社会の実現に資するため、国民に対し、部落差別解消推進法の施行を周知することを目的とした「部落差別解消推進法リーフレット」を全国の法務局・地方法務局等で配布している。

さらに、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「出身地等の差別」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

(2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別(同和問題)の解消に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年12月16日に施行された部落差別解消推進法の趣旨や部落差別を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習や社会教育の専門的職員を対象とした研修において、人権教育に関するプログラムを実施しており、人権教育の着実な推進を図っている。

(3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ② 従業員の採用選考に影響のある企業トップクラスに対する研修会を開催
- ③ 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ④ 公正採用選考に関する特設ウェブサイトの運用、公正採用選考について解説した啓発用動画の掲載
- ⑤ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
- ⑥ 日本経済団体連合会、日本民間放送連盟等の経済・業種別団体444団体に対して、文書により、公正な採用選考の実施について傘下企業への指導を要請

(4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における部落差別(同和問題)を始めた広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

(5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

(3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

(6) えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務なきことを求めるえせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降11回にわたりアンケート調査を実施している(直近の平成30年度の調査結果は、<http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>)。また、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引きを作成し、全国の法務局・地方法務局で配布するとともに、法務省ホームページで公表している(「えせ同和行為対応の手引」(平成31年4月改訂)は、<http://www.moj.go.jp/content/001290968.pdf>)。

さらに、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、令和2年4月現在で1,093の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
えせ同和行為に関する相談件数	18	25	23	14	5

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和元年度	2	1	0	0	0	0	0	1	1	5
平成30年	9	0	0	2	0	0	1	0	2	14
平成29年	7	2	0	3	4	2	1	0	4	23
平成28年	6	0	0	3	8	0	1	1	6	25
平成27年	10	1	0	3	1	1	0	0	2	18

(法務省人権擁護局の資料による)

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ 経済産業省では、産業界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを配布した。

(7) 部落差別(同和問題)をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、部落差別(同和問題)をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。

取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵害事件数(開始件数)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
部落差別(同和問題)に関する人権侵害	93	78	86	92	221

(法務省人権擁護局の資料による)

